

森ノ宮医療大学における競争的資金等の不正使用防止に関する基本方針

平成27年3月24日 制定

令和元年9月19日 改定

森ノ宮医療大学（以下「本学」という）は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定・平成26年2月18日改正）」に基づき、本学の競争的資金等^{※1}の運営・管理に関わる全ての者が競争的資金等を適切に管理し、研究活動を円滑に行えるよう、環境および体制の整備・構築を図ることを目的として、次のとおり競争的資金等の不正使用防止に関する基本方針を定める。なお、本学では競争的資金等のみに限らず、学内で配分される研究費や企業等からの受託研究費等、本学で取扱うすべての研究費の運営及び管理については、この基本方針を準用するものとする。

1. 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限や使用ルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、チェック機能が有効に働く確認体制を構築し、競争的資金等の適正な運営及び管理を行う。
5. 競争的資金等の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
6. 競争的資金等の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

※1：競争的資金等とは、国、独立行政法人、地方公共団体等から教育研究機関に配分される競争的資金を中心とした公募型の公的研究資金をいう